

議案第88号
大津市火災予防条例の一部を改正する条例の
制定について

令和5年6月27日（火）
消防局 予防課

【改正概要】

電気自動車等を充電するための急速充電設備の規制対象の上限を撤廃し、これに伴う所要の規定の整備を行う。



【改正の背景】

大型電動車、電動バス、電動トラックの普及拡大に向け、高出力の急速充電設備が必要となる可能性がある。

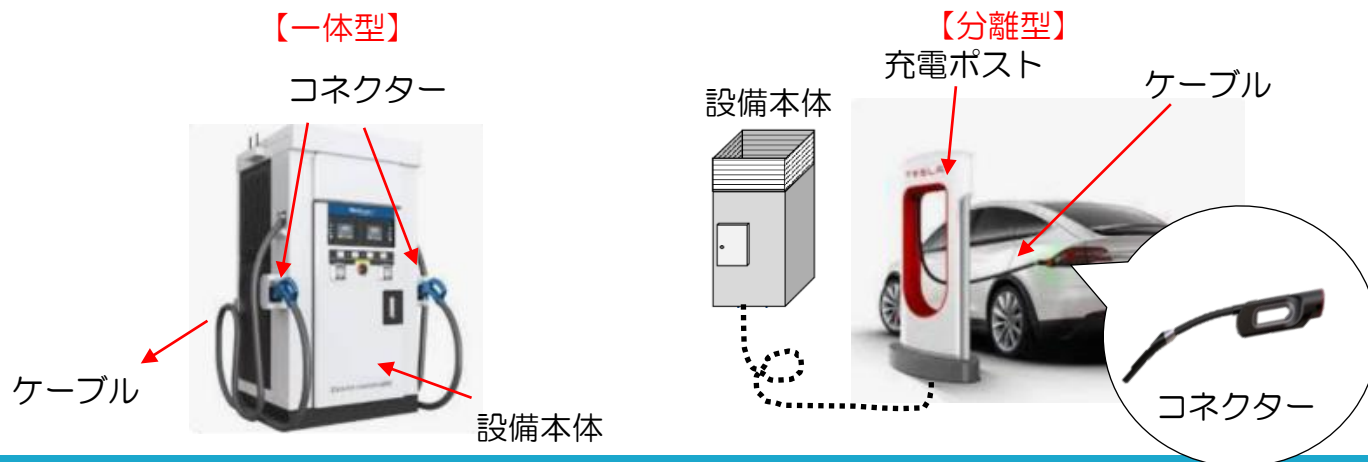


安全性を担保するため、
高出力の急速充電設備の規制を整理

【主な改正内容】

✓ 急速充電設備の定義

- 規制対象が「コネクター型」の急速充電設備であることを明記
- 本体と、コネクター及び充電用ケーブルを収納する充電ポストが分かれているものを「分離型」と明記



【主な改正内容】

- ✓ 充電ポストの構造等
 - 火災危険を無くすため、停電時等に安全装置を作動させる目的で設けるもの以外の蓄電池の内蔵を禁止する。

- ✓ 緊急停止装置
 - 利用者が異常を認めたとときに速やかに操作できる箇所に設けることとする。

急速充電設備

【参考】

- ・普通充電器 → 自宅での充電
充電時間：満充電まで約20時間
全出力：1.5kW



普通充電器

- ・急速充電器 → 走行途中(高速道路等)、駐車先での充電
充電時間：80%充電まで約15分から30分
全出力：50kW



急速充電器

出典：「全出力50kWを超える急速充電設備の火災予防対策に関する調査研究報告書」2019.2東京消防庁

【改正概要】

健康増進法と火災予防条例で規定する
標識が重複している。






火災予防条例の
喫煙所等の標識に関する規定を改正

喫煙所等の標識

【改正内容】

火災予防条例 別表第7

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白

削除

<下記のいずれかに基づくこと>

健康増進法の規定



ISO規格(国際標準化機構が定めた規格)



7010号



7001号



JIS規格(日本産業規格) Z8210

